

船橋市保健福祉センター施設総合管理業務委託事業者評価基準

1. 趣旨

この基準は、船橋市保健福祉センター施設総合管理業務委託に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するための必要な事項を定める。

2. 基本的な考え方

(1) 第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション）の2段階審査により下表のとおり総合的に審査・評価を行う。

	審査方法	評価項目 ・ 評価基準	評価委員 一人当たりの 配点	審査対象 基準点
第一次審査	書類審査	別表1	240点	120点
第二次審査	プレゼンテーション	別表2	60点	30点

(2) 第一次審査又は第二次審査において、評価委員の評価点を合計した合計点の平均点が審査対象基準点を下回る場合は、その時点で審査対象外とする。

(3) 第一次審査又は第二次審査において審査対象者が複数いる場合、順位付け判定を行う。

3. 第一次審査（書類審査）

提出された提案書について、評価委員は別表1により審査及び評価を行う。ただし、参加事業者数に関わらず、別表1の評価項目において評価委員の評価点を合計した合計点の平均点が審査対象基準点（120点）を下回る場合は、審査対象外とする。

審査対象者が4者以上である場合は順位付け判定を行い、上位3者を第二次審査対象者として選考する。なお、参加事業者が3者以下である場合も第一次審査は実施する。

順位付け判定は、評価委員ごとの評価点を合計した合計点の高い順に付した順位を付し、その順位点を業者ごとに合計した順位合計点の低い者から上位とする。

ただし、順位合計点が高点の場合は1位の獲得数が多い者を上位とし、1位の獲得数が高点の場合は、順に2位、3位の獲得数が多い者から上位とする。

上記方法により決定しない場合は、評価委員の合計点を合計した総合計点が高い者を上位とする。

4. 第二次審査（プレゼンテーション）

第二次審査対象者による提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングについて、評価委員は別表2により審査及び評価を行う。ただし、別表2の評価項目において評価委員の評価点を合計した合計点の平均点が審査対象基準点（30点）を下回る場合は、審査対象外とする。

5. 順位付け判定による受託候補者の特定

第一次審査及び第二次審査の審査対象基準を満たす業者が複数いる場合には、順位付け判定を行う。

順位付け判定は、評価委員ごとに第一次審査及び第二次審査の評価点を合計した合計点の高い順に順位を付し、その順位点を業者ごとに合計した順位合計点の最も低い者を受託候補者とし、次点となった者を次順位者とする。

ただし、順位合計点が同点の場合は、1位の獲得数が多い者を上位とし、1位の獲得数が同数の場合は評価委員の合計点を合計した総合計点の高い者を上位とする。

上記方法により決定しない場合は、評価委員会の定めるところにより、再度審査を行うものとする。

6. 見積金額を除く、各評価項目の評価点の算定方法

各評価項目を5段階評価し、各評価項目の配点に得点割合を乗じて得た数値を評価点とする。

評定区分	A.特に優れている	B.優れている	C.普通	D.やや劣っている	E.劣っている
得点割合	100%	80%	60%	40%	20%

別表1 第一次審査（書類審査）評価項目、評価基準及び配点

番号	評価項目	評価基準	配点		
1	組織	基本的な管理方針	本施設の特性を理解し、本業務に対する基本的な管理方針を有しているか。	10	60
2		施設管理の実績	過去5年以内に、本施設の管理に有効な施設総合管理業務の実績があるか。	10	
3		支援体制	本施設で必要な平常時、緊急時・災害時の組織的サポート体制が整っているか。また、過去の災害等での具体的な処理事例はあるか。	10	
4		リスク管理	リスク管理全般の考え方、業務上のリスク管理に関する体系的な方針があるか。	10	
5		研修・教育	本業務の従事者に対する研修、教育に関する具体的な方針があるか。	10	
6		地域経済への配慮	再委託等において、本市内に本店が存する事業者の活用に関する方針があるか。	10	
7	実施体制	統括管理者*の管理能力	統括管理者*が複数業務を連携及び管理する能力を有し、業務を統括する上で具体的な方針や過去の対応事例等はあるか。	15	60
8		統括管理者の知識・経験	統括管理者*が必要な知識、資格、経験(経歴、困難事案の対応等)を有しているか。	15	
9		人員配置、技術力及び履行能力	本業務の履行に必要な資格及び技術・経験を有した人員配置は可能か。また、退職等による欠員の補完体制は整っているか。	15	
10		業務開始前の準備体制	業務開始前までに必要な準備を把握し、本市及び関係機関と連携して効率的な方法(研修、引継ぎ等)により計画的に準備を進めることができるか	15	
11	提案内容	統括管理業務	統括管理者*として、安全な施設管理、効率的な施設運営等に関する課題を的確に把握及び整理し、施設管理に資するための実効的かつ効率的な提案であるか。	20	100
12		保安警備業務	平常時や緊急時・災害時における施設内の安全確保のための保安警備業務・体制、機械警備機器設置計画書(機器レイアウト図等)の内容が実効性のある現実的な提案であるか。	20	
13		施設管理運営業務	車両管理や電話対応業務等の業務計画が効率的な提案であるか。	20	
14		設備管理業務	法令等に基づき、各設備の検査等を遺漏及び遅滞なく実施できる提案であるか。	20	
15		清掃業務	清掃の実施計画が本施設の特性(感染対策等)、業務時間及び来所者の導線を考慮された提案であるか。	20	
16	見積金額	各提案者の見積金額のうち最低見積金額÷提案者見積金額×配点 (小数点第1位を四捨五入)	20	20	
第一次審査 240点					

* 統括管理者とは、船橋市保健福祉センター施設総合管理業務委託仕様書のⅡ統括管理業務仕様書に規定するものをいう。

別表2 第二次審査（プレゼンテーション）評価項目、評価基準及び配点

番号	評価項目		評価基準	配点	
1	プレゼンテーション	わかりやすさ	提案書の説明がわかりやすいか。	10	60
2		ヒアリング	質問に対する回答が的確であるか。	10	
3		取組意欲	業務に対する取組意欲があるか。	10	
4		総評	提案書、プレゼンテーション、ヒアリングの整合性など評価項目の全般を評価する。	30	
第二次審査 60点					

【参考】順位決定方法等（例）

① 第一次審査（書類審査）における順位付け方法

	満点	審査対象 基準点	A法人		B法人		C法人		D法人		E法人	
			評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位
委員1	240点		156点	2位	158点	1位	155点	3位	136点	4位	95点	
委員2	240点		148点	4位	162点	1位	156点	2位	156点	2位	115点	
委員3	240点		168点	1位	162点	2位	160点	3位	144点	4位	120点	
合計点	720点		472点	↓	482点	↓	471点	↓	436点	↓	330点	↓
平均点	240点	120点	157点		161点		157点		145点		110点	
順位合計点				7点		4点		8点		10点	審査対象外	
順位			2位		1位		3位		落選			
第二次審査対象者			○		○		○					

※ E法人の各評価委員の評価点の平均点（110点）が審査対象基準（120点）を下回るため、審査対象外とする。

※ 第二次審査対象者は順位合計点の上位3位までのため、D法人は落選とする。

② 第二次審査（プレゼンテーション）における順位付け方法《受託候補者の決定》

		満点	審査対象 基準点	A法人		B法人		C法人	
				評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位
委員1	第一次	240点		156点		158点		155点	
	第二次	60点		54点		39点		50点	
	合計	300点		210点	1位	197点	3位	205点	2位
委員2	第一次	240点		148点		162点		156点	
	第二次	60点		54点		43点		51点	
	合計	300点		202点	3位	205点	2位	207点	1位
委員3	第一次	240点		168点		162点		160点	
	第二次	60点		31点		50点		30点	
	合計	300点		199点	2位	212点	1位	190点	3位
合計点	第一次	720点		472点	↓	482点	↓	471点	↓
	第二次	180点		139点		132点		131点	
平均点	第一次		120点	157点		161点		157点	
	第二次		30点	46点		44点		44点	
総合計点		900点		611点		614点		602点	
順位合計点					6点		6点		6点
順位				2位		1位		3位	
評価結果				次順位者		受託候補者		落選	

※ 3者において順位合計点が同点（6点）で、1位の獲得数も同数（1つ）であるため、総合計点の最も高いB法人を受託候補者とし、次点のA法人を次順位者とする。